

令和3年1月12日

保護者 様

松戸市教育委員会

緊急事態宣言発令を受けての教育活動について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の学校教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、7日の報道でもありましたように、新型コロナウイルスによる首都圏1都3県に第3波の拡大が懸念されており、緊急事態宣言が発令されました。

本市としては、臨時休校の措置はとりません。

下記のとおり新型コロナウイルス感染予防策を講じ、教育活動を継続してまいります。保護者の皆様には、引き続きさまざまな支援、ご協力をいただきたく、ご理解のほどよろしくお願いたします。

なお、感染症の状況により変更することもございますのでご了承ください。

記

1 学習活動について

《密閉・密集・密着の教育活動を回避いたします》

- ①マスクの着用をお願いします。（マウスシールドは避けてください）
- ②手洗い、換気、アルコール消毒を行います。（ハンカチの携帯をお願いします）
- ③近距離での会話や発声が必要になる場合、短時間で行います。
- ④緊急事態宣言中は、個人で学習できる学習を中心に行います。

2 部活動について

- ①休業日（土日や祝日）は、活動を行わないこととします。  
※平日の活動は行います。学校の計画をご参照ください。
- ②緊急事態宣言が解除されるまでの期間中の交流試合等は、行いません。  
※コンクール等の参加を妨げるものではありません。

3 ご協力いただきたいこと

①健康観察の実施

引き続き、健康状態を把握していただき、健康観察の記入・提出をお願いいたします。体調に変化が生じているときは、無理せず、休養してください。

（出席停止扱いになります）

- ②放課後、人が多く集まる場所への外出や、児童生徒同士の会食（飲食）を控えるよう、ご指導ご確認をお願いいたします。
- ③引き続き、ご家族や児童生徒が濃厚接触者になった場合・PCR検査を受けることが決まった場合は、必ず学校に連絡をお願いいたします。

なお、PCR検査を受ける場合、検査の2日前からPCR検査の結果が出るまでの間は登校をお控えください。（出席停止扱いになります）